

緊急事態宣言延長に伴うスポーツ施設の利用・キャンセルについて
(6月1日～6月20日まで)

- ①20時以降の施設利用が制限されるため、**魚崎浜野球場・遠矢浜野球場**の18時30分～20時30分および**磯上公園・小野浜公園**グランドの19時～21時の**新規予約**はできません。
- ②すでに6月1日から20日までのご予約をいただいている方は、20時以降の利用も可能です。
- ③5月31日までに予約申込された施設はコロナキャンセルが可能です。
キャンセル期日を過ぎた場合でもキャンセル（払戻）できますので、各施設にお問い合わせください。
- ④緊急事態宣言期間中の利用料の払戻は、緊急事態宣言解除後2週間（**7月4日（日）予定**）まで手続きは可能です。安全な時期にお越しください。

施設利用料の払戻方法には、利用申込書の原本が必要です。必ずお持ちください。
また、利用申込書をなくされた方は身分証明書が必要です。

緊急事態宣言を受け、受付施設・時間を通常より縮小しております。

場所一覧

(球技場・野球場・テニスコート)

利用施設名	TEL	受付日時	払戻を行っている施設
磯上公園	078-221-4442	全日、8時半～17時	磯上公園
瀬戸公園	078-436-8029	全日、8時半～16時半	瀬戸公園
垂水健康公園	078-709-2400	全日、8時半～16時半	垂水健康公園
海浜公園	—		
魚崎浜公園	—		
大倉山公園	—		
遠矢浜公園	—		
名谷公園	—		
桜が丘中央公園	—		
糀台公園	—		
高塚公園	—		
住吉浜公園	—		
深江浜野球場	—		

下記3施設で払戻が可能

磯上公園
瀬戸公園
垂水健康公園